

第1章 酒類販売管理者

この章では、酒類の特性及びそれを踏まえた酒類業に対する社会的要請に触れ、酒類販売管理者に求められている役割などについて説明しています。

酒類の特性

酒類の特性を踏まえた社会的要請への取組が酒類業に求められています。

酒類販売管理者の選任

酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者の役割

酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、又は従業員等に指導しなければなりません。

責任者の指名・配置

酒類販売管理者が長時間不在となるなど、酒類販売管理者に代わる責任者を指名し、配置することが求められています。



1 酒類の特性

○ 代表的な嗜好品であること

酒類は代表的な嗜好品の一つです。現在の食生活においては多様な飲食料品が消費されるようになり、酒類以外にも様々な嗜好品がありますが、酒類は其中でも多くの消費者に選択されているものということができます。また、飲酒の効用として、ストレスの解消やリラックス効果、人間関係の潤滑油、仲間との連帯感の醸成等が挙げられます。

○ 文化・伝統性を有すること

酒類はその国の「食文化」と関わりの深い飲料です。

今日、社会経済がボーダーレス化する中で、酒の文化（食と共に）や伝統性（種類や飲み方）を国民や諸外国に対して、どのように訴え得るかが課題となっています。

生活水準の向上に伴い、酒類は日常的な飲料となり、これまでのような食とのつながりや家庭内で飲むといったスタイルだけではなくなってきました。酒類業者をはじめ社会一般において、改めて酒類のメリットを活かしデメリットを十分認識した飲み方を啓発するといった飲酒教育の必要性が高まってきているといえるのではないのでしょうか。

地域社会の有り様にも関わりますが、かつては地域毎に特色のある酒類が生産され、祭りやハレの日に飲むことで「飲酒文化」が育ち、かつ、「飲酒教育」が行われていました。今後においてもそうした文化・伝統を認識することで、むちゃ飲みやイッキ飲み、アルコール依存症等の問題を抑止する効果が期待できるのではないのでしょうか。

○ アルコール飲料（致酔性、習慣性を有する）であること

酒類は致酔性飲料であり、これまでも過度の飲酒や致酔性に配慮しない販売姿勢等は、事件、事故、トラブルの原因としてことが起きるたびに問題視されてきました。

過度の飲酒を助長することが、アルコール依存症などにつながり、健康への影響（生活習慣病の発症）が医療費等を通じた社会的コストの増加につながることを認識する必要があります。

酒類は大人の飲み物として20歳未満の者の興味を引きやすい飲料です。

しかし、20歳未満の者の飲酒は、身体の成長を妨げる、学校生活に悪影響を及ぼし成績の低下につながる、大人に比べて依存がより早期に形成される、違法薬物へと進む入り口となるほか、飲酒開始年齢が若いほど後に飲酒にまつわる危険な行動を取りやすいことが指摘されているなど、多大な悪影響を及ぼします。

近年における酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化は、20 歳未満の者の飲酒問題、健康への影響の問題等に対する配慮の必要性を拡大させています。

酒類を飲む場が家庭内から家庭外、職場関係から仲間内になり、また、前ページの「文化・伝統性を有すること」でも述べているとおり、酒類の飲み方の文化も大きく変様しています。その中で、人々の生活と地域社会との関わりも希薄になり、20 歳未満の者の飲酒問題をはじめ様々な問題を拡大させています。

過度の飲酒が問題視されるのは、飲酒した本人にとどまらず、その周辺の者や全く関係のない第三者にまで影響を与える場合があります。

2 酒類業に対する社会的要請

これまで、酒類業者の責任は、酒類が高率な酒税を課されている財政上重要な物品であること等から、酒税を円滑に確保するということに集約して考えられてきました。

しかし、近年は、これに加えて、前述の酒類の特性等を踏まえ、幅広い観点から次のような社会的要請への取組が酒類業に求められています。

(注) ここでいう「社会的要請」については、経済的な側面からの要請も含むより広い意味合いで使われています。

- ① 消費者ニーズに応えた商品（安全で品質の高い酒類）の供給と、適正な表示（消費者に分かりやすい表示）を含めた酒類に関する情報の消費者への積極的な提供
- ② マナー広告の実施など飲酒教育及び啓発
- ③ 公正な競争の確保のための国税庁の酒類の公正な取引に関する基準や指針、不当廉売や差別対価等への対応についての公正取引委員会の酒類ガイドラインの遵守等による自由かつ公正な取引の確保
- ④ 生産の効率化、流通コストの縮減等効率的な事業経営と酒税の確保への貢献
- ⑤ 20 歳未満の者の飲酒防止
- ⑥ 飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブル、健康障害の発生防止
- ⑦ リデュース・リユース・リサイクル（3R）に関する責任の遂行

3 酒類販売管理者

(1) 酒類販売管理者の制度が設けられた経緯

平成 15 年 9 月 1 日をもって酒類小売業免許の人口基準が廃止されたこと等、酒類小売業免許に係る規制緩和が進展する中で、酒類業を巡る環境の変化を見据え、①酒類業免許の人的要件を整備するとともに、②20 歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請の高まりに応え、販売場において法令を遵守した酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備を図る等、所要の措置を講ずる必要があるとして、平成 15 年の通常国会において酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）の一部が改正され、酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。

（注）「酒類の小売販売場」とは、酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいいます。

また、酒類小売業者には、酒類製造者又は酒類卸売業者であって、酒類製造者及び酒類販売業者以外の者に販売する者を含みます。

(2) 酒類販売管理研修

研修実施団体が行う酒類の販売業務に関する法令に係る研修を、酒類販売管理研修といいます。これは酒類販売管理者が、20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものです。

酒類販売管理研修が義務化されました

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）が一部改正となりました

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成 28 年 6 月に酒類業組合法が一部改正され、平成 29 年 6 月より、酒類小売業者は、酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければならないこととなりました。

また、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

(3) 標識の掲示

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

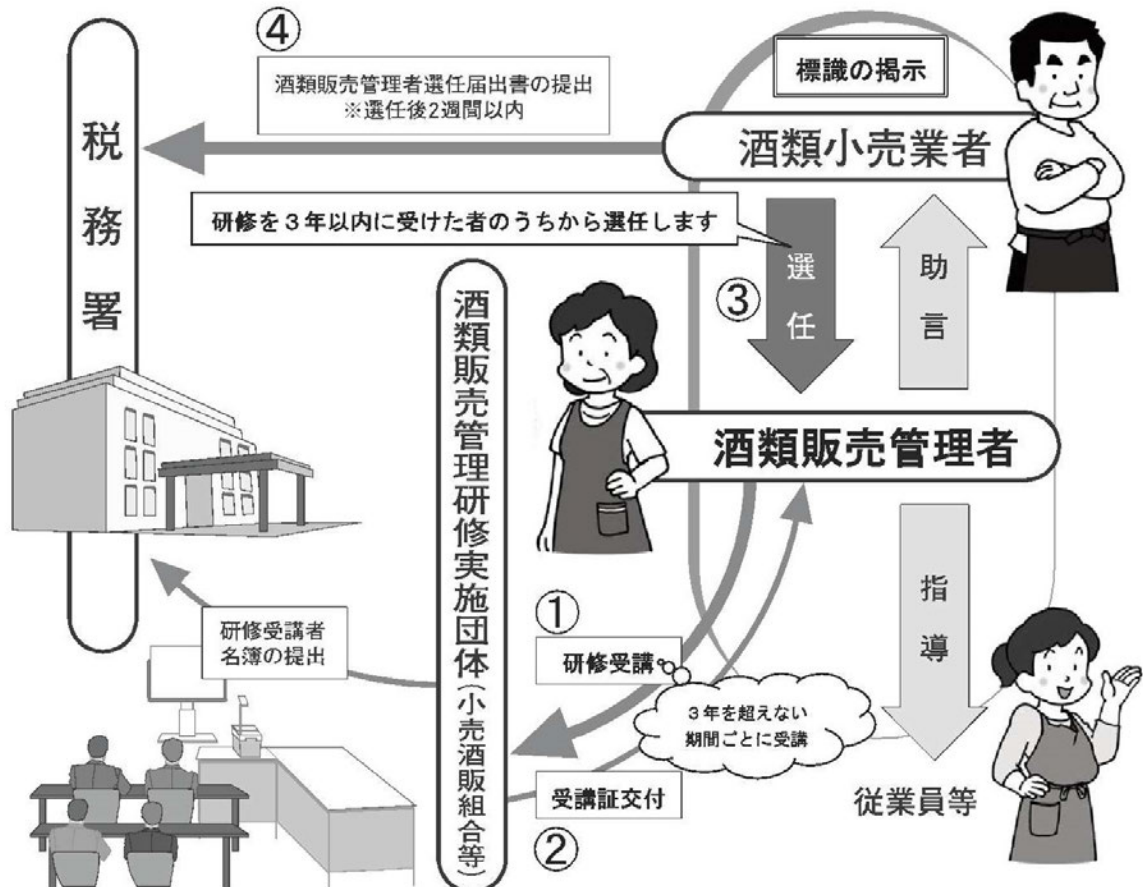
販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販 売 場 の 名 称 及 び 所 在 地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒 類 販 売 管 理 者 の 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和8年5月1日
次 回 研 修 の 受 講 期 限	令和11年4月30日
研 修 実 施 団 体 名	霞が関小売酒販組合

標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等の表示が必要です。カタログ等の見やすい場所に表示をお願いします。

酒類販売管理者選任までの流れ



《ポイント》

○ 酒類小売業者が遵守すべき事項

＜酒類販売管理者の選任＞

- 1 酒類小売業者は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任する必要があります。
- 2 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する者で酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者のうち、次に掲げる者から選任してください。
 - ① 引き続き 6 か月以上の期間継続して雇用を予定している者
 - ② 他の販売場で酒類販売管理者に選任されていない者
- 3 酒類販売管理者を選任（または解任）したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
- 4 未成年者であるなど、一定の要件（酒類業組合法第 86 条の 9 第 2 項）に該当する者は酒類販売管理者に選任できません。
- 5 酒類販売管理者として選任した者が欠けた場合は、速やかに新しい酒類販売管理者を選任しなければなりません。

＜酒類販売管理研修の受講・標識掲示＞

- 1 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。
- 2 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲げなければなりません。

＜罰則＞

- 1 酒類販売管理者を選任しなかった場合には 50 万円以下の罰金に処されることがあります。
- 2 「酒類販売管理者選任（解任）届出書」を税務署に提出しなかった場合には、10 万円以下の過料に処されることがあります。
- 3 酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させない場合、勧告、命令を経て 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

※ 罰金刑に処された場合には、酒類販売業免許の取消要件に該当します。

(4) 酒類販売管理者の役割

酒類の小売販売における社会的要請への取組としては、法令上の義務の履行から、消費者の利便性確保等のための自主的取組まで様々なものが考えられますが、酒類は国民の生活に大変関わりの深い飲料であり、個々の販売場においては、これらの要請にしっかりと応えていく必要があります。

その中で、酒類販売管理者は、その選任された酒類の小売販売場において、酒類小売業者又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行います。具体的な指導内容を例示すると、次のとおりです。

- ① 酒類と他の商品との明確な区分陳列
- ② 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示
- ③ 酒類自動販売機の適切な管理及び表示基準に基づく適正な表示
- ④ ポスターの掲示、店内放送などによる20歳未満の者の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起
- ⑤ 20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施
- ⑥ 酒類の特性、商品管理等の知識の普及
- ⑦ その他酒類の販売業務に関する法令の知識の普及

なお、これら酒類販売管理者が行う助言や指導について、酒類小売業者は税務署に報告することが求められています。

《ポイント》

○ 酒類小売業者の報告義務

①から⑦に掲げる事項の税務署への報告については、『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書を販売場の所在地を所轄する税務署に提出することにより行います。

毎年4月末日（4月末日が土曜日、日曜日、休日の場合は翌週の月曜日またはその翌日）が提出期限となっていますので、提出漏れのないようご注意ください。

(5) 酒類販売管理者に代わる責任者

酒類の適正な販売管理の実効性を確保するために、酒類販売管理者が、その選任された販売場に長時間不在となるなど、次の①～⑦に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置するよう国税当局から指導が行われています。

この責任者は、成年者を指名することが望ましく、特に夜間においては成年者を指名し、配置するよう指導が行われています。

(注) 満 18 歳未満の者を 22 時から翌日 5 時までの間業務に従事させた場合、労働基準法違反に該当し、拘禁刑又は罰金の刑に処される場合があります。

○ 酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準

① 夜間において、酒類の販売を行う場合

② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3 時間以上）不在となることがある場合

③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100 平方メートル以上の場合）

この場合、100 m²を超えるごとに、1 名以上の責任者を指名することが求められています。

④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合

この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名することが求められています。ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく 1 か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えないものとされています。

⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20 メートル以上離れている場合）

⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3 か所以上ある場合）

⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

4 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」について

(1) 「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」の概要

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会は、酒類等の販売に際してデジタル技術を活用して年齢確認を行う場合の方法を示した業界の自主ガイドライン「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」（以下、第1章4において「ガイドライン」といいます。）について、令和4年11月に開催された第16回デジタル臨時行政調査会作業部会においてその内容の妥当性の評価を受けた上で、令和5年1月に策定・公表しています。その後、内容の見直しを行い、令和8年4月に改訂版を公表しています。

なお、本ガイドラインは有人店舗における酒類等の販売を前提として策定されたものです。

(2) ガイドラインの対象範囲等について

イ 対象範囲

バックヤード等の店舗内のどこかに従業員が存在すること（有人店舗）及び酒類等購入者が従業員を介さず店頭で購入できる方法による年齢確認を前提としており、その対象範囲等は次のとおりです。

○ ガイドラインの対象範囲

酒類及びたばこに限定しています。

○ ガイドラインにおける年齢確認の考え方

デジタル技術を活用した年齢確認方法として、身元確認と当人認証の2つの観点から整理しています。

ロ 身元確認

酒類等購入者の氏名、生年月日、住所等の属性情報によって申請者を一意に識別し、必要に応じて本人確認書類によって申請者の実在を確認します。

ハ 当人認証

酒類等購入者があらかじめ登録された者と同一人物であることを認証情報の照合によって確認します。

5 酒類の特性を踏まえた対応について

アルコールについては致酔性や習慣性を有する飲料であり、2010年には世界保健機関（WHO）において「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択されるなど、その販売・管理の在り方については、世界的に厳しい目が向けられていますので、アルコール健康障害や飲酒運転への対応についても適切に行うことに留意する必要があります。

このため、デジタル技術を用いて年齢確認等を行う場合であっても、酒類販売管理者等がバックヤードに常駐する等により酒類等購入者の状態を確認できる実効性の高い方法を用いる必要があります。

また、デジタル技術を用いて酒類販売管理者業務を行う場合についても、例えば、オンラインシステムで従業員に指示した内容が守られているか、後に実地で確認するなど実効性を確保することが必要です。

【参考 1】主要酒類の酒税等負担率表

品 目 \ 区 分	容 量	アルコール分	代表的なものの小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
	ml	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	385	114.57	35	38.8
	350	5.0	230	63.35	20.91	36.6
発 泡 酒 (麦芽比率 25%未満のもの)	350	5.5	209	46.99	19	31.6
発 泡 酒 (発 泡 酒 ②)	350	5.0	202	46.99	18.36	32.4
清 酒	1,800	15.0	2,460	180.00	224	16.4
果 実 酒	720	11.0	834	72.00	75.82	17.7
連 続 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,595	450.00	144.97	37.3
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	2,064	450.00	187.67	30.9
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,741	301.00	158.27	26.4

(令和7年 12 月現在)

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
 また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号ロに規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。
- 3 消費税率は10%で計算している。

【参考2】酒類販売管理者選任（解任）届出書様式及びその記載例

届出書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

記載例

販売場の所轄税務署に提出してください。

酒 税

様式ID NTA1L1Z340010020



★

酒類販売管理者選任（解任）届出書

財務大臣 殿

●年 ●月 ●日 提出

提出先	●●	税務署長	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
郵便番号	1 2 3 - 4 5 6 7	電話番号	9 8 - 7 6 5 - 4 3 2 1	
住所	F06	千代田区霞が関3丁目1番1号		
名称（カナ）	コクゼイショウジ			
氏名又は名称	F04	国税商事 株式会社		
代表者氏名（カナ）	コクゼイ タロウ			
代表者氏名	国税 太郎			

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任（解任）について届け出ます。

記

区分 選任	G01	1	1：選任あり 2：選任なし	区分 解任	G02	2	1：解任あり 2：解任なし
-------	-----	---	------------------	-------	-----	---	------------------

項目	内容							
販売場の名称	E01	●●マート 大手町店						
販売場の所在地	E02	千代田区大手町●丁目●番●号						
選任した酒類販売管理者	フリガナ	E03	マルマル ジロウ					
	氏名	E04	●● 次郎		郵便番号	P01	1 0 2 - 8 3 1 1	
	住所	E05	千代田区九段南●丁目●番●号					
	生年月日	N01	昭和	45	1	11		
	役職名等	E06	●●マート 大手町店 店長					
解任した酒類販売管理者	フリガナ	E07						
	氏名	E08			郵便番号			
	住所	E09						
	生年月日	N02						
	役職名等	E10						
酒類販売管理者の選任（解任）年月日	N03	令和	●	●	●			
酒類販売管理研修の受講年月日	N04	令和	●	●	●			
研修実施団体名	E11	●●小売酒販組合						
雇用期間	N05	令和	●	●	●	から	N06	
従事させる業務内容	E12	店舗の運営・管理、従業員への指導						
解任の理由	E13							

※ 選任及び解任の区分を選択してください。

※ 雇用期間の定めがない場合は、期間の末尾は記載しないでください。

※ 免許者本人（個人）を販売管理者に選任した場合は、雇用期間の記載は不要です。

※ 例えば、免許者（個人）の配偶者又は法人の役員を販売管理者に選任した場合は、期間の初日に、「配偶者又は役員が、当該店舗において従事を始めた日」を記載してください（期間の末日の記載は不要です。）。

※ 記載例を参考に具体的な業務内容を簡記してください。

【参考3】「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書様式

報告書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

酒 税

様式ID NTA1LIZ140010110

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の
実施状況等報告書

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	電話番号		F07	— —			
報告者	氏名又は名称	F04				代表者氏名	H07				
	郵便番号	F05	—								
	住所	F06									
	酒類小売販売場の郵便番号	—									
	酒類小売販売場の所在地	E01									
	酒類小売販売場の名称	E02									
店舗全体の面積 (㎡)	C01				酒類売場の面積 (㎡) ※ 酒類の販売を行っていない場合は、記載不要です。	C02					
免許条件	G01	1:製造 2:小売業(卸小売兼業を含む) 3:期限付小売業									
免許期間 「3:期限付小売業」を選択した方のみ記載してください。	元号	年	月	日	から	元号	年	月	日		
営業時間 24時間営業以外は「1」を記載の上、営業時間を24時間表記で記載してください。 24時間営業は「2」を記載してください。	G02	「1」を選択した方は、下記の欄を記載してください。 (注) 24時間表記で記載してください。									
		1:	G03	時	G04	分	～	G05	時	G06	分
		2:	24時間								
定休日	E03										
酒類小売販売場の業態等の区分	G07	1:一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2:コンビニエンスストア 3:スーパーマーケット 4:百貨店 5:1～4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6:業務用卸主体店 7:ホームセンター・ドラッグストア 8:その他(生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ビザ宅配店、弁当・総菜店、果物店、生花店、菓子店等)									
L01	令和	年4月1日現在、酒類販売(売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売)を行っていない場合に、該当する数字を記入してください(酒類販売を行っている場合は記入不要)。1:これから販売予定の方、2:過去に販売していた方、3:その他の方							G08		
販売予定年月 1:これから販売予定の方 を選択した方のみ記載してください。	M01	元号	年	月	以降販売予定						
販売終了年月 2:過去に販売していた方 を選択した方のみ記載してください。	M02	元号	年	月	まで販売していたが現在販売していない						
令和 年4月1日現在(期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間)における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(以下「表示基準」という。)の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。											

《表示基準の実施状況》 ※ 酒類の販売を行っていない場合は、《表示基準の実施状況》以降について記載不要です。

項目	区分	税務署整理欄 (実態確認状況)
1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「2:いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。	G09	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	G10	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行っている。	G11	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行っている。 (注) この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 「2:いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。	G12	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
インターネットで酒類の販売を行っている。	G13	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	G14	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	G15	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適
3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、4面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	G16	1:はい 2:いいえ 1:適 2:不適

酒 税

様式ID NTAOLIZ141010090

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の
実施状況等報告書（2面）

《酒類販売管理者に関する事項》

年 月 日 提出

項目	区分	税務署整理欄 (実態確認状況)
1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 「2：いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。	G01	1：はい 2：いいえ
酒類販売管理者の氏名 E01	年齢 G02	1：適 2：不適
直近の酒類販売管理研修の受講年月日 N01	元号 年 月 日	
2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	G03	1：はい 2：いいえ
3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。	G04	1：はい 2：いいえ
4 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	G05	1：はい 2：いいえ
5 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に関する事項について指導を行っている。	G06	1：はい 2：いいえ

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。
2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書の上に記入してください。

- ① 本店所在地（所得税又は法人税の納税地）に所在する酒類小売販売場
② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

下記の年分又は事業年度について、損益項目を記載してください。（千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。
なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は、記載不要です。

個人事業者の方	令和	年分	令和				年	12月31日の間に終了した事業年度
法人の方	令和	年	1月1日	～	令和	年	12月31日の間に終了した事業年度	
従業員数	G07	人	販売場ごとではなく、全ての従業員数（パート含む）					
総売上高	G08		0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額 個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計 法人：損益計算書の売上高	
内酒類小売による 売上高	G09		0	0	0	円	「総売上高」の内、酒類を販売した金額	
売上総利益	G10		0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑦差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑦差引金額 法人：損益計算書の売上総利益	
内酒類小売による 売上総利益	G11		0	0	0	円	「売上総利益」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益	
営業利益	G12		0	0	0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の33差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑩専従者控除前の 所得金額 法人：損益計算書の営業利益	
内酒類小売による 営業利益	G13		0	0	0	円	「営業利益」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益	
税引前純利益	G14		0	0	0	円	個人：所得税の確定申告書（第一表）の⑬所得金額 等合計 法人：損益計算書の税引前純利益	
酒類に係る 受取りペー	G15		0	0	0	円		

ご注意ください！

複数の販売場をお持ちの場合は、いずれか1つの販売場（本店又は任意の販売場）の報告書にのみ記載してください。
（全ての販売場の報告書に記載する必要はありません。）

酒 税

様式ID NTAOLIZ142010070

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の
実施状況等報告書（3面）

年 月 日 提出

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》 ※ 任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

項目	区分	税務署整理欄 (実態確認状況)
の二十歳未満の者の飲酒防止関係		
1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	G01	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	G02	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
防止飲酒運転関係		
1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	G03	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	G04	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
酒類容器リサイクル関係		
1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	G05	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
2 リターナブルびんの回収を行っている。	G06	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	G07	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	G08	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無
適正飲酒関係		
適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	G09	1:はい 2:いいえ 1:有 2:無

酒類販売管理者に代わる責任者	《酒類販売管理者に代わる責任者の人数》		総数	G10	名	
	《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準》					
	氏名		年齢		指名の基準 (注)	
	E01		G11	歳	G12	
	E02		G13	歳	G14	
	E03		G15	歳	G16	
	E04		G17	歳	G18	
	E05		G19	歳	G20	
	E06		G21	歳	G22	
	E07		G23	歳	G24	
E08		G25	歳	G26		

責任者を指名している場合は、
記載漏れのないよう
お願いします。

(注) 「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基準
1	夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3か所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記載要領】

- 酒類小売業者の方は、その年の4月1日現在（期限付小売業者の方はその免許期間）における表示基準の実施状況等について、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2面の《経営に関する情報》については、個人事業者の方は前年分、法人の方は前年1月1日～12月31日の間に終了した事業年度分の損益項目を記載してください。
- 「税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。

酒類の自動販売機を設置している場合は、
記載漏れのないようお願いします。

酒 税

様式ID NTAOLIZ143010050



「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の
実施状況等報告書（4面）

《自動販売機の設置状況等》

年 月 日 提出

順号	301				401				501				601				税務署整理欄 (実態確認状況)			
自動販売機の設置年月	元号	年	月		元号	年	月		元号	年	月		元号	年	月					
自動販売機の設置年月	M01				M02				M03				M04							
自動販売機の種類	G01	1:改良型 2:改良型以外			G02	1:改良型 2:改良型以外			G03	1:改良型 2:改良型以外			G04	1:改良型 2:改良型以外						
自動販売機の設置位置	G05	1:店内 2:店外			G06	1:店内 2:店外			G07	1:店内 2:店外			G08	1:店内 2:店外						
販売停止等のための タイマーの設置の有無	G09	1:有 2:無			G10	1:有 2:無			G11	1:有 2:無			G12	1:有 2:無						
セレクトボタン部分への 酒類である旨の表示の有無	G13	1:有 2:無			G14	1:有 2:無			G15	1:有 2:無			G16	1:有 2:無						
表示基準 自動販売機 の実態確認 状況に係る	20歳未満の者の飲酒 は禁止されている旨	G17	1:有 2:無			G18	1:有 2:無			G19	1:有 2:無			G20	1:有 2:無					
	免許者の 氏名又は名称	G21	1:有 2:無			G22	1:有 2:無			G23	1:有 2:無			G24	1:有 2:無					
	酒類販売管理者の 氏名	G25	1:有 2:無			G26	1:有 2:無			G27	1:有 2:無			G28	1:有 2:無					
	連絡先の所在地 及び電話番号	G29	1:有 2:無			G30	1:有 2:無			G31	1:有 2:無			G32	1:有 2:無					
	販売停止時間	G33	1:有 2:無			G34	1:有 2:無			G35	1:有 2:無			G36	1:有 2:無					
店外の改良型以外の酒類自動 販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を1 ～4の中から1つ選択 し記載してください。	G37				G38				G39				G40						
	(1: 早急に撤廃予定 2: 早急に改良型に切替予定 3: 稼働させていない 4: 撤廃する予定はない)																			
	(2) (1)で「1」又は「2」 を選択した場合には撤 廃予定日又は改良型へ の切替予定日を記載し てください。	N01	元号	年	月	日	N02	元号	年	月	日	N03	元号	年	月	日				
	(3) (1)で「4」を選択した場合には撤廃しない理由とし て当てはまるものに「1」、当てはまらないものに 「2」を記載してください。	G41	経済的な理由(売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難)																	
	G42	周辺地域の酒販店が撤去していない																		
順守表示 しない理 由	(4) (3)で「その他」に「1」を記載した場合には具体的 な内容を記載してください。	E01																		
	(1) 表示基準を遵守し ない場合、その理由を 1～4の中から1つ選 択し記載してください。	G44				G45				G46				G47						
	(1: 基準を知らなかった 2: 基準を理解していなかった 3: 表示し忘れていた 4: 消えていたことに気付かなかった)																			
(2) 表示基準を遵守し た表示を行う予定日を 記載してください。	N05	元号	年	月	日	N06	元号	年	月	日	N07	元号	年	月	日	N08	元号	年	月	日

※1 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「1:改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「2:改良型以外」を選択してください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼働可能となる等、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。）。

2 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「1:店内」を、それ以外の場合には「2:店外」を選択してください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「2:店外」となります。）。

3 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等を1～4の中から一つ選択してください。

【メ モ】

酒類の販売に関する報告も



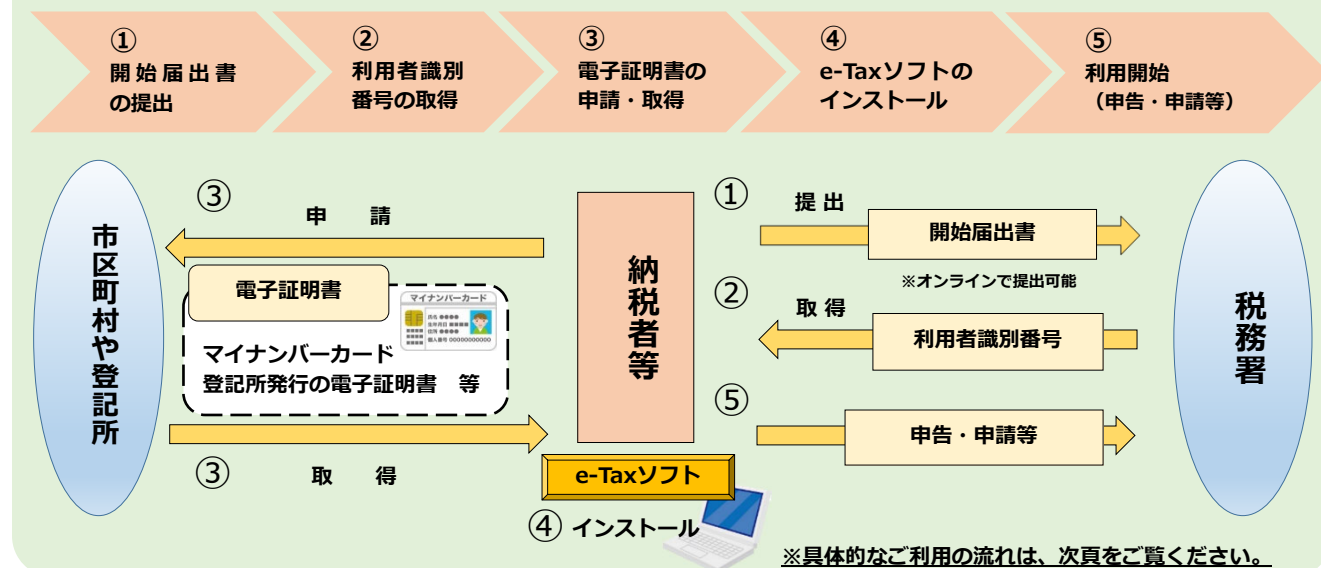
e-Tax で手続きを!!

- ・申告や納税だけでなく、酒類の販売に関する報告についても、e-Tax（イータックス）を利用することで、自宅や事務所などから手続きを行うことが可能です。
- ・自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。酒類の販売に関する報告についても、是非e-Taxで手続きをお願いします。

e-Taxのご利用に当たって

- ・e-Taxとは、自宅等からインターネットを利用して国税に関する各種手続きが行えるシステムです。
- ・税務署窓口に出向くことや、書類を郵送する必要がなくなります。
- ・税務署の執務時間以外でも、受付システムが稼働している時間であれば、申請書等の提出ができます。
- ・事務代理人（支店長や税理士等）の電子証明書を添付して申請等データを送信することもできます。

（ご利用の流れ）



酒類の販売に関する報告について

- ◆ 酒類販売業者は、「酒税法」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、酒類の販売数量や酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況等について、税務署長に報告しなければなりません。

具体的には、e-Tax又は書面により、次の書類を酒類販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。

- ・ 酒類の販売数量等報告書
- ・ 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書



《 利用開始までの具体的な流れ 》

① 開始届出書の提出（送信）

所得税又は法人税の納税地を所轄する税務署に「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下「開始届出書」といいます。）を提出します。開始届出書は、e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>）からオンラインで提出できます。

- ※ 複数の酒類販売場をお持ちの場合であっても、複数の開始届出書を提出する必要はありません。
- ※ 個人事業主の方は、開始届出書を提出する方法に加え、マイナンバーカード方式が利用できます。マイナンバーカード方式の詳細については、e-Taxホームページをご参照ください。

② 利用者識別番号の取得

オンラインで開始届出書を提出した場合、利用者識別番号（16桁の番号）が即時発行されます。

なお、確定申告等で既に電子申告を利用している場合は、その利用者識別番号を利用しますので、改めて利用者識別番号を取得していただく必要はありません。

③ 電子証明書の申請・取得

e-Taxをご利用の際には、電子証明書を取得する必要があります。

◆ e-Taxで利用できる電子証明書には、次のものがあります。

- 1 マイナンバーカードに組み込まれている電子証明書
- 2 登記所（法務局）が発行する商業登記電子証明書
- 3 その他民間認証局が発行する電子証明書

◆ 次の方の電子証明書が利用できます。

- 1 本人（法人の場合は代表者個人）の電子証明書
- 2 事務代理人（「酒税申告、申請等事務代理人届出書」を提出している場合）の電子証明書
- 3 本人から電子委任状による委任を受けている使用人等の電子証明書



事務代理人の電子証明書について

電子証明書は、原則として、本人のものを添付して申請等データを送信することになりますが、「酒税申告・申請等事務代理人届出書」を提出し、支店長等を報告書提出に関する事務代理人としている場合には、事務代理人の電子証明書を添付して申請等データを送信することができます。

なお、税理士及び税理士法人を事務代理人とすることで、その税理士等の電子証明書を添付して送信することもできます。

④ e-Taxソフトのインストール

e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxソフト>e-Taxソフトのダウンロードコーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/e-taxSoftDownload.htm>）から、ルート証明書等、e-Taxソフト（共通プログラム）をインストールした後、申請等を行うために必要な税目別のプログラム（申請・酒税）をインストールし、電子証明書の登録等の初期登録を行います。

⑤ 利用開始（申告・申請等）

e-Taxソフトにより申請等データを作成し、電子証明書を添付して送信します。最後に送信結果を確認し、申請等手続は完了です。



詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

利用開始の手続、ご利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

申請等データの作成手順例（酒類の販売数量等報告書）

- ① e-Taxソフトを起動する。
メニューボタン>作成>申告・申請等>新規作成から、右図の赤枠のように「申請・届出(A)」を選択し、税目(T)は「酒税」を選択する。
「次へ(N)>」をクリックする。

- ② 販売関係>酒類の販売数量等報告>酒類の販売数量等報告書に☑点を入れ、「次へ(N)>」をクリックする。

※ 「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を作成する場合は、「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告」に☑点を入れる。

- ③ 「申告・申請等名」欄に作成する申告・申請等の任意の名称（例：令和●年度酒類の販売数量等報告書（●●店））を入力し、「OK」をクリックする。

- ④ 「提出先税務署（必須）」、「氏名（必須）」及び「納税地」を入力する。

※ 「提出先税務署（必須）」は、「提出先設定」をクリックして、**提出する「酒類の販売数量等報告書」に係る酒類販売場の所在地の所轄税務署**を選択します。

- ⑤ 同じ入力画面の一番下にある「製造場等」の項目に、酒類販売場の名称等を入力し、「OK」をクリックする。

- ⑥ 「酒類の販売数量等報告書」を選択し、「帳票編集 (W)」をクリックする。

- ⑦ 「酒類の販売数量等報告書」の様式が表示されるので、必要事項（対象期間、販売数量、在庫数量等）を入力し、「作成完了 (Z)」をクリックする。

- ⑧ メニューボタン>「署名可能一覧へ」から、⑥及び⑦で作成した「酒類の販売数量等報告書」を選択し、電子署名をする。
- ⑨ メニューボタン>「送信可能一覧へ」から、電子署名をした「酒類の販売数量等報告書」を選択し、送信する。

※送信後はメッセージボックスでエラー等がないか確認してください。



国税庁 法人番号 7000012050002

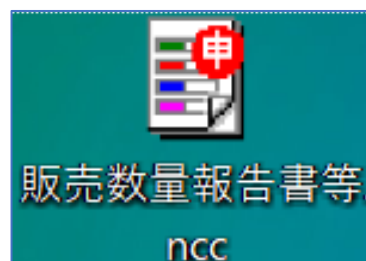
国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

○全店舗分の報告項目をコピー＆ペーストで入力可能



凡例	ホーム	導入	ページリスト	形式	データ	検索	表示	閲覧	ヘルプ	ツールメニュー	印刷
AS20											
Enterキー 動作変更 自動更新履歴に100 表示・非表示切替 100 102 103 印刷設定											
店舗コード	免許種別番号	店名/場所名	郵便番号	店名/所在地	電話番号	所轄警察署	登録免許 の取得 区分				
入力チェック 二十歳未満の者の飲酒に際しては酒類消費量(%)											
1年店	11111111	千代田富島 本店	102-4030	東京都千代田区	03-0000-0000	豊洲1234567	1234567	1234567	小売業(小売)営業者を含む		
2月店	11111112	千代田富島 札幌店	000-0001	北海道札幌市	011-000-0000	札幌北	50000	50000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
5月店	11111113	千代田富島 仙台店	979-8564	北海道仙台市	019-000-0000	仙台南	60000	60000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
4月店	11111114	千代田富島 仙台店	980-4422	宮城県仙台市	022-000-0000	仙台北	30000	30000	2000	1000	小売業(小売)営業者を含む
6月店	11111115	千代田富島 仙台店	910-4522	秋田県秋田市	018-000-0000	秋田南	50000	50000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
7月店	11111116	千代田富島 仙台店	980-4422	宮城県仙台市	022-000-0000	仙台北	30000	30000	2000	1000	小売業(小売)営業者を含む
8月店	11111117	千代田富島 仙台店	920-4500	山形県山形市	023-000-0000	山形南	50000	50000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
9月店	11111118	千代田富島 仙台店	960-1612	茨城県水戸市	028-000-0000	水戸南	40000	40000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
9月店	11111119	千代田富島 仙台店	111-8221	山形県山形市	025-000-0000	山形南	30000	30000	1000	1000	小売業(小売)営業者を含む
10月店	11111120	千代田富島 仙台店	402-4504	石川県金沢市	076-000-0000	金沢南	20000	20000	1000	1000	小売業(小売)営業者を含む
11月店	11111121	千代田富島 仙台店	522-0255	埼玉県浦和市	075-000-0000	浦和南	30000	30000	2000	1000	小売業(小売)営業者を含む
10名店	11111122	千代田富島 名古屋店	910-4566	愛知県名古屋市	052-000-0000	名古屋中	10000	10000	1000	1000	小売業(小売)営業者を含む
12月店	11111123	千代田富島 札幌店	400-4502	北海道札幌市	011-000-0000	札幌北	50000	50000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む
12月店	11111124	千代田富島 札幌店	000-0000	北海道札幌市	011-0000-0000	札幌北	50000	50000	3000	1000	小売業(小売)営業者を含む

- 全店舗分の送信用ファイルを一気に作成
- e-Tax ソフトでまとめて電子署名・送信



○翌年の報告書作成には前年データを活用可能



詳しくはコチラから！



※ツールのご利用にはPCが必要です